

1 日 時 令和5年8月21日（月）10時00分～11時45分

2 場 所 十勝総合振興局 4D会議室ほかWEB会議で開催

3 出席者 以下のとおり

(1) 委員及び特別委員

部会長	野田 敏	(根室商工会議所 専務理事)
特別委員	富山 和也	(北見工業大学 工学部社会循環系准教授)
特別委員	金子 ゆかり	((有) 金子設計事務所 一級建築士)
特別委員	植松 秀訓	((一社) 帯広観光コンベンション協会 専務理事)
特別委員	正保 里恵子	(帯広大谷短期大学 看護学科准教授)

(2) 事務局

十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課長	佐藤 隆行
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	青木 鐘三
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	田中 宏治
釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	高嶋 宏明
釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	高山 暉央

4 傍聴者 1名

5 審議事項

(1) 「美原 SC (釧路市)」の法第5条第1項 (新設) の届出について

(2) 「(仮称) 音更町木野大通西7丁目商業店舗 (音更町)」の法第5条第1項 (新設) の届出について

6 議事要旨

(1) 「美原 SC」(釧路市) の法第5条第1項 (新設) の届出について、事務局より案件概要及び事務的説明での確認事項に関する説明を行った後、次の質疑、発言があった。

ア 事務的説明での確認事項

○ 荷さばき施設と駐車場の位置関係について

- ・ 荷さばき施設②が届出駐車場の一部とかぶっているように見える。荷さばき中に来店客の車とかぶる可能性があるため、安全のためにどのような運営をするのか。

施設②を利用するのは小規模な靴店と家電店で、いずれも搬入車両は最大1台/日で、その車両は小型で作業時間は短時間となっているが、安全性や通行の障害にならないよう、搬入車両が進入する際は警報音を鳴らせ、来店自動車の状況を見て荷さばき車両を前後するなどの対応を確認。

○ 看板設置について

- ・ 付属資料には入口、出口の看板のみの設置があるがツルハ新設に伴い新たな看板設置等を検討しているのか。

駐車場出入口に新たな看板の設置は計画していないが、安全性に注意を払いオープン時・繁忙時などは、交通整理員を配置し誘導を行い交通安全の対策を実施。

何らかの問題が発生する際には、各入居事業者や施設所有者と協議・相談を行い、適切な対応を図っていくことを確認。

イ 質疑・確認

(部会長)

ただいまの説明につきまして、各委員からのご質問、また、確認事項についてご発言をお願いします。

(A委員)

前回の説明の際に、荷捌き施設に荷捌き車両が入る時に駐車場の安全性が確保されているかを質問した。事業者から配慮しますとの回答であるが、不安な部分がある。改めて安全性を確保するように事

業者に伝え願う。また、今回の店舗は駐車場の敷地が広く届出対象駐車マス以外にも駐車マスはたくさんあるのに荷捌き施設と近く使用できない時間帯がある駐車マスを届出対象駐車マスにしているのは疑問を感じる。台数に余裕があるなら荷捌き施設の影響を受けない駐車マスを届出対象駐車マスとして申請するのが事業者の誠意だと思う。

(事務局)

1点目の安全性については事業者に申し伝える。2点目の荷捌き施設と駐車場の重なりについては、当該の荷捌き施設は個人商店に商品を搬入する際に使用する荷捌き施設であるためすぐ近くに設置しており荷捌き時間は短いと聞いている。駐車場を来店客が使用したい場合は荷捌き車両をずらすなど駐車マスを利用できるように事業者に対応を求めていきたい。

(A委員)

今回ツルハの新設ということで荷捌き施設に近い駐車マスもツルハ専用の駐車マスとの理解だがよろしいか。

(事務局)

おっしゃるとおり。また、届出対象外の駐車マスも使用は可能である。

(A委員)

店舗の来客者はその店舗の近くの駐車マスに止めたいと思うのは当然ではないか。ツルハのために確保している駐車マスの近くに荷捌き施設を設置しその駐車マスが使用できなくなるのは理屈に合わないのではないか。実際の利用形態を無視した届出は違和感。申請内容と別の駐車マスが届出対象駐車マスとしていればとくに意見はなかった。届出対象駐車マスに対する来店客の利便性や安全性について事業者には意識してもらうことが必要ではないか。

(事務局)

承知した。設置者にその旨伝えてまいる。

(B委員)

審議をする上で、荷捌き施設により駐車マスが使用できなくなるのは指針上の駐車台数を確保していると見なしてよいのか。

(事務局)

駐車マスと荷捌き施設が重なっているものではないため駐車台数は確保していると見なせる。ただ、駐車マスに車を駐車する経路上に荷捌き施設が設置されているので荷捌き車両をずらすなど来客者が駐車マスを利用できるよう配慮したい。

(B委員)

了解した。もう一点、届出対象外で駐車場を確保しているという考えは事業者側による都合のいい解釈ではないか。あくまでも事業者は店舗に見合った十分な駐車場を確保するのが責務なのではないかと感じた。

(事務局)

承知した。

(部会長)

私自身何度かこのエリアに立ち寄ったことがあり駐車場は非常に広く、ツルハの周辺には小売店や、飲食店もあり車の出入りも多いイメージ。先ほどA委員がおっしゃった近くに止めたいという心理は当然ある、懸念があるとすればツルハができることにより来客者が増え、周辺店舗への来客も増え結果車や歩行者が多くなる懸念があるので、安全確保について審議会で懸念が示されていることを事業者に伝えていただきたいのと事業者から周辺店舗へも注意喚起や協力要請をしてもらいたいと思う。

(事務局)

承知した。設置者にその旨伝えてまいる。

(部会長)

他はいかがか。

(C 委員)

前回駐車場の蝟集対策について質問したが、審議案件概要に記載ある全店舗営業終了後は小売店舗だけのことなのか。この法律は小売店舗に係ってくるので審議上は小売店舗だけの意味合いでいいのかもしれないが、エリア内には閉店時間が午前 2 時までの店舗もあり誰が駐車場を施錠するのか。その部分が記載されていない。例えば、周辺店舗と連携を図りながら施錠して安全対策を図るなどの記載が必要なのではないか。この届出書のままでいくと設置者が午後 10 時に施錠することになるのでどのように解釈すればいいのかと前回確認した。逆に届出書に対して、事務局は対応をしないのか。

(事務局)

前回ご指摘いただいた件について、審議案件概要 P2 の青少年等の蝟集等の対策で小売店舗以外も含めた全店舗営業終了後として表記をした。また、施錠についても閉店時間が一番遅い店舗が施錠することになる。

(C 委員)

そこまで読み取れということでしょうか。

(事務局)

次回以降、もう少し整理した形で表現したい。

(C 委員)

了解した。

(部会長)

一番遅くまで営業しているのはカラオケ店であるため、カラオケ店の従業員が駐車場を施錠することになるのか。

(事務局)

おっしゃるとおり。

(B 委員)

C 委員がおっしゃったとおり、審議案件概要には主語がないのでカラオケ店の営業終了後のように記載したほうがいいのではないかと。このままだとツルハが施錠すると読み取れかねない。主体をはっきりさせないと後々どの店舗が施錠を行うのかトラブルになるのではないかと。

(事務局)

指摘いただいた件を設置者に確認して後日ご連絡したい。次回以降の整理について、主語を意識して整理したい。

(部会長)

大きい小売店舗の周辺に様々な業態の店舗も立地している案件が増えてきており、審議は対象店舗のみになってしまうのかもしれないが、周辺店舗も含めて周辺環境を考える必要があると思うので確認部分が多く大変かと思うが事務局には対応いただきたい。

他はいかがか。

(委員全員)

<意見無し>

(部会長)

それでは、答申案に移りたい。

(事務局)

<答申案読み上げ>

(部会長)

ただいまの答申案で何か質問等はいかがか。

(委員全員)

<意見無し>

(部会長)

それでは、答申案はこの内容で知事あて答申することとする。

それから、委員から配慮すべき点や確認事項について意見が出たので、その旨、事業者に伝えていただき回答があったものについては、今後の部会で情報提供していただければ。

(2) (仮称) 音更町木野大通西7丁目商業店舗(音更町)の法第5条第1項(新設)の届出について、事務局より案件概要及び事務的説明での確認事項に関する説明を行った後、次の質疑、発言があった。

ア 事務的説明での確認事項

○ 駐車場について

- ・ 現在ハピオ利用者が届出店舗の駐車場を利用しているが、店舗がオープンした後これまで利用されていた方に対して、今後ハピオを利用する場合はハピオ敷地内の駐車場のみをご利用くださいなどといったお客様への周知はどのように行うのか。

両方の店舗を訪れるお客様を排除することは難しいが、オープン後は交通整理員を配置し、混雑時の無印良品以外へ来店のお客様には駐車をご遠慮いただくように声掛けしていく。また、店内アナウンスや掲示板等でハピオ敷地内への駐車をお願いし、ハピオのちらしやHPの中でも周知するなど対策を検討。

- ・ 指針上は駐車場の必要台数の基準を満たしているが、オープン時からしばらくは相当な混雑が予想される。現状のハピオの駐車場利用状況を考えると、オープン直後はハピオ及び今回店舗で駐車場が足りない場面が想定されるが、不足する場合はどのような対応をとるのか。

川を挟んだ店舗北側に隔地駐車場を50台程度確保する。その際、交通整理員については、現状予定していた4名から必要に応じて増員し、対応。

- ・ 入庫待ち車両が発生し、駐車待ち車両が国道にまで延びた場合どのような対応をとるのか。

大店立地法の指針に基づく必要駐車台数以上の駐車台数を整備するため、通常営業の際は、入庫待ちが発生することはないが、開店時には混雑が予想されるため、的確なオープン対応(交通整理員の配置、隔地駐車場の確保)を計画して混雑緩和に努める。

入庫待ち車両が発生した際は、隔地駐車場の案内をして、できるだけ入庫待ちによる車列ができないように配慮する。

○ 廃道について

- ・ 店舗と店舗前駐車場の間の道路を廃道にした理由はなにか。

一般交通量が非常に少なく、車両事故防止や来客者の安全確保の観点から音更町に申し入れたところ、廃道となった。

- ・ 廃道敷地の取扱いについて、設置者としてどのようにしていくのか。

土地取得の予定はないが、当該地は町有財産としてJAが賃貸借を予定。
道路機能がなくなる事からバリカー等で車両侵入を防ぐと共に、借入地の利用計画(イベントスペースや歩行者天国等々)を提出した上で、魅力ある商業圏に繋げたいと検討中。

○ 身障者への配慮について

- ・ 優先駐車マスから店舗への動線途中に縁石による段差があるが、身障者等への配慮についてどのような対応をしていくのか。

低下縁石になっているため段差はないものと認識。なお、現時点では広いスペース(6m×3.5m)が確保出来ることから、町道沿いに優先駐車マスを設けているが、必要に応じ、入口に近い場所などへ、設置場所を変更することは可能。その際の駐車マス広さは5.0m×3.5mとなる予定。

○ 看板について

- ・運転者が視認しやすいデザイン及び設置位置を検討すること。

現時点のデザイン案を添付。

イ 質疑・確認

(部会長)

ただいまの説明につきまして、各委員からのご質問、また、確認事項についてご発言をお願いします。

(C委員)

審議案件概要で小売業者は未定のままとなっているが、オープンから2ヶ月前の状況で小売業者が未定のまま審議するのはいかがなものか。小売業者名は報道等で公になっているのかと思われるがまだ業者名は出せないのか。

また、駐車場について新たに隔地駐車場を用意したと理解はしたのだが、商業施設のテナント形態ではなく、店舗形態としての出店は道東初で、また無印良品で販売している全ての商品を取り扱うという情報も聞いた。十勝地域だけではなく、東北海道エリアの集客を見込める店舗だと感じる。そうなった際、来店客の安全確保についてより一層配慮してほしいと思っている。

(事務局)

1点目の未定の件については、届出書の申請が令和5年2月7日で受理をしており基本的には届出書の内容に沿って審議をするので資料の審議案件概要の記載は未定としている。一方でご指摘の通り報道等で発表されているので審議としては無印良品ができる前提で審議いただいている。今までも小売業者未定での届出はあり、その際も小売業者が判明した段階で委員の皆様にご伝達し審議を進めているが資料の審議案件概要には未定として進めている。今回も届出書の申請のタイミングで未定となっているため資料の審議案件概要の未定についても記載上やむを得ないものである。

2点目については、道東初出店で交通の混雑は事務局も認識しているが、隔地駐車場の用意や混雑時は交通整理員を増員検討、店舗と店舗前駐車場にある道を歩行者の安全性を考え廃道にしたことなど現段階でできる最大限の配慮を設置者が真摯に対応いただいた。店舗によって混雑度が変わるのという意見はごもっともだが、設置者は周辺の交通状況を十分に検討し対応いただいたと認識。

(C委員)

今回の対応案が悪いとは思っていないし、真摯に対応いただいていると思っているが、人気もあり大きな店舗になるので周辺交通の安全性には気をつけていただきたい。

(事務局)

設置者には改めて周辺交通の安全性等について留意いただくよう伝えていく。

(部会長)

他はいかがか。

(D委員)

川を挟んだ場所に新たに隔地駐車場として50台分用意されたとのことだが、前回の説明で従業員の駐車場は店舗前駐車場の届出外51台の内数で対応とあり、従業員より来店客が店舗より離れたところに駐車するのはおかしい感じがする。どのように対応するのか

(事務局)

川を挟んだ隔地駐車場を優先的に従業員の駐車場として充てるよう設置者に伝えてまいる。

(部会長)

他はいかがか。

(B委員)

議事録では無印良品が記載されるのか。それとも未定として記載になるのか。

(事務局)

議事録には無印良品として記載される。

(B委員)

了解した。議事録に残るであれば良いと思う。

続けて、廃道の件だが、1点目、設置するバリカーは写真にある簡易的なものなのか。それともポラードを設置するのか。2点目、廃道の前は町道として使用されていた道を廃道にしたということで周辺住民に混乱が生じないように周知は行っているのか。3点目、廃道になった後も所有者は町とのことだがそうすると無断で町の土地を来店者が通ることになるが法律上などの観点から良いのか。この3点を確認したい。

(事務局)

まず、3点目について今後木野農業協同組合と音更町でその町有地の賃貸借を予定している。

(B委員)

それは将来的な話か。オープン時には間に合うのか。

(事務局)

オープン時に間に合うようにするということ。

(B委員)

了解した。

(事務局)

バリカーについてだが、写真で示したもので対応予定と聞いている。

(B委員)

私がイメージしたのは、道路に常設されているポラードという棒のバリカーであった。写真のようなものだと誰でも動かすことができ通れてしまうので効果が発揮しないのではないかと。木野農業協同組合が借りることで私有地になるので、廃道であることを明確にした方がいいと思う。

(事務局)

廃道の封鎖や周知について設置者に確認して報告したい。

(B委員)

了解した。

最後に、出入口4に通じる道路について砂利道のように思え砂埃の発生や雨が降るとぬかるんでしまうのではないかと。町道だと思うので設置者が対応するとはいれないが、大きな店舗ができて来店客が多くなるので舗装をしないと周辺環境が悪くなるのではないかと。

(事務局)

おっしゃる通りここは町道で音更町の管理であるため対応について音更町に対し意見を言うのは厳しいと思う。今後、交通量が多くなり道路状況が悪くなっていくのであれば音更町として対応していくことになると思う。

(B委員)

了解した。町道なので設置者に対応を求めることではないが、ストリートマップで確認したら、簡易舗装というより採石を敷き詰めただけのように見え、周辺に住宅があることや道路の隣に川が流れているので交通量によっては環境への負荷が気になった。

(部会長)

駐車場の出入口に設置する看板案について、道路標識と同様に禁止事項には赤にするなど視覚でも注意喚起を促すようなわかりやすいほうがいいのではないかと。また、各委員から混雑が懸念される意見がでていたので審議会の範囲を超えているかもしれないが、管理監督の役所として店舗がオープンしてから混雑状況を事務局でチェックしていただきたいと感じた。

(事務局)

混雑エリアであるので、オープン直後の混雑状況や設置者から回答のあった件についても対応しているかどうか確認に行き、写真等で委員の皆様にも共有したい。

(部会長)

他はいかがか。

(委員全員)
＜意見無し＞

(部会長)
それでは、答申案に移りたい。

(事務局)
＜答申案読み上げ＞

(部会長)
ただいまの答申案で何か質問等はいかがか。

(委員全員)
＜意見無し＞

(部会長)
それでは、答申案はこの内容で知事あて答申することとする。
それから、委員から配慮すべき点や確認事項について意見が出たので、その旨、事業者に伝えていた
だき回答があったものについては、今後の部会で情報提供していただければ。
以上で本日の議題については終了した。事務局から何かあればお願いします。

(3) 事務局より次回の部会開催予定について連絡を行った。

7 審議会資料等
別添のとおり